

Q1 医療法改正で新しく設立できることとなった社会医療法人の認定要件及び税務上の取扱いについて教えてください。

A.

ポイント

- (1) 社会医療法人の設立には、医療法第42条の2に規定する要件をクリアして都道府県知事の認定を受けなければなりません。救急医療等確保事業の実施、同族支配の制限、残余財産の国等・他の社会医療法人に帰属、等が大きなハードルといえましょう。
- (2) 社会医療法人制度の普及には税制上の優遇が不可欠といわれていますが、現状では税制上の優遇措置などは決まっておらず、今後の動向が注目されます。

1. 社会医療法人の認定要件

第五次医療法改正の目玉として、平成19年4月1日以後、社会医療法人の設立ができることになりましたが、その認定は、医療法第42条の2第2項において、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で行うこととなっており、その要件は次のとおりです。

- (1) 社員、役員（理事、監事）のうち、親族等の占める割合が3分の1以内であること。**

親族等とは、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいいます。

なお、厚生労働省令で定める特殊の関係がある者とは、①社員等と事実上婚姻関係と同様の事情にある者、②社員等の使用人及び使用人以外の者で社員等から受ける金銭によって生計を維持しているもの、③それらの者と生計を一にしているものをいいます。
- (2) 医療法第30条の4第2項第5号に掲げられる「救急医療等確保事業」を行っていること。**

「救急医療等確保事業」については、都道府県の策定する医療計画に定められていることが必要のため、都道府県における医療計画の策定が完了した後に社会医療法人の認定が行われることとなります。また、医療法人が開設する病院又は診療所が2以上の都道府県にまたがっている場合は、それぞれの都道府県で1以上のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていることが、必要とされています。
- (3) 「救急医療等確保事業」の業務について①構造設備、②業務体制、③業務実績が、今後追って通知されることとなっている「厚生労働大臣の定める基準」を満たしていること。**
- (4) 法人の運営に関して今後追って通知されることとなっている「公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件」に適合していること。**
- (5) 定款において解散時に残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。**

※「救急医療等確保事業」の範囲——救急医療、へき地の医療、小児医療、周産期医療等。

2. 社会医療法人の税務上の取扱い

社会医療法人の設立要件の一つである救急医療等確保事業との兼ね合いから、平成20年4月の新医療計画に合わせて実質的なスタートが切られることもあり、現状では社会医療法人に対する税制上の優遇措置などは決まっておられません。しかし、社会医療法人制度の普及には、自治体病院等の公的病院の受け皿になれる、社会福祉事業の展開ができる等のメリットはあるものの、税制上の優遇が不可欠との指摘もあり、今後の動向に注目が集まっています。

(1) 平成20年度厚生労働省税制改正要望事項

厚生労働省では、平成20年度税制改正に際し、「平成20年度厚生労働省税制改正要望の主な事項」の中で社会医療法人に対する税務上の取扱いとして次のような要望を出しています。

1 医療法人制度の充実

① 社会医療法人に係る非課税措置等の創設〔所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税〕 平成20年度から都道府県が新たに見直す医療計画に基づき、地域において確保が困難な医療を担う社会医療法人について、以下の措置を講ずる。

(i) 社会医療法人の医療保健業に係る法人税を非課税とし、収益業務の法人税率を軽減する(30%→22%)。

(ii) 社会医療法人に寄附をした者の所得から寄附金を控除する。

(iii) 社会医療法人に相続財産を寄附した場合の相続税を非課税とする。

(iv) 社会医療法人に寄附をした法人について一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。

なお、厚生労働省は昨年、平成19年度税制改正に向けて、「医療制度改革により創設される、地域において確保が困難な医療を提供する社会医療法人について、税制上の所要の措置を講じる。」との要望を出しましたが、税制改正には盛り込まれなかった経緯にあります。

(2) 社会医療法人の税制についての展望

社会医療法人については、その制度の実質的なスタートが切られる平成20年4月までに税制上の整備がされることが望ましく、厚生労働省では、社会医療法人に対する優遇税制について財務省、国税庁と折衝していくこととなります。(1)の要望と今後の折衝で、平成20年度税制改正等にどのような形で盛り込まれるかが注目されるところです。

その際、ポイントとなるのは次の3点です。

① 移行税制——持分の定めのある社団医療法人が、持分を放棄し、社会医療法人に移行し、その認定を受ける際、相続税法第66条第4項等の課税を受けず、非課税で移行できるか否か。

特定医療法人の場合、持分の定めのある社団医療法人から特定医療法人となるため持分の定めのない社団医療法人へ移行する場合、組織変更に伴う一切の課税関係は生じないこととされています(昭和39年の大蔵省、国税庁、厚生省の三者の覚書により)。

② 法人税率——社会医療法人の行う救急医療等確保事業に係る収益や医療保健業に係る収益について非課税とされるか否か。

これらに係る法人税が非課税となれば、住民税、事業税も非課税とされることとなります。

特定医療法人(措置法第67条の2に規定)の法人税率は、一律22%の軽減税率が適用されていますが、それとの兼ね合いも考慮して検討されるものと考えられます。

③ 寄附金税制——個人が社会医療法人に寄附をした場合、寄附金控除の適用を受けられるか否か。

Q2 平成19年度の税制改正で、電子申告関係の改正がいろいろあったようですが、主なものを教えてください。

A

ポイント

電子申告の普及を促進するため、次のような環境の整備がなされました。

- (1) 個人が期限内に電子申告で確定申告を行った場合、5,000円を上限とする税額控除を受けることができます（平成19年分又は20年分のいずれかの申告）。
- (2) 電子申告を行う際、医療費の領収書、生命保険料控除証明書等の各種証明書については、記載内容を入力して送信するだけでよくなり、提出不要となります。
- (3) 電子申請等をした事実及び内容を税務署等が証明する制度が創設され、これにより申告書等の控えに代用することができるようになります。

1. 平成19年度の税制改正でe-Tax普及のため整備された環境

(1) 電子申告に係る所得税額の特別控除

政府はIT戦略本部「重点計画—2006」において、行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化等を図るため、国等に提出する届出等のオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする方針を打ち出しています。

国税庁ではこれに対応してe-Taxと称して電子申告の普及を最重要課題として取り組んでいるようですが、その普及の進捗状況は最終目標の50%には遠く及ばない状況にあります。そこで一定のインセンティブを与えて普及を加速させようという試みが今回の改正です。

要件及び内容

- ① 対象者——平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告で次の要件を満たした電子申告が行われていること

i 電子署名がなされている	iii 平成20年1月4日以降に行われている
ii 電子証明書の添付がある	iv 期限内申告（翌年3月15日までに提出）

- ② 控除額——5,000円（その年の所得税額を限度）
- ③ 適用年分——平成19年分又は20年分（いずれかで適用）

(2) 第三者作成書類の添付省略

従来、確定申告書の提出を電子申告で行った場合でも、添付書類については郵送等の方法で提出する必要があり、そのことが電子申告の普及を阻害していたといわれていました。

今年度の税制改正で、電子申告を行う場合、下記の書類については、記載事項を入力して送信することで、別送による提出を省略できることになりました。この改正は、平成20年1月4日以後に平成19年分の所得税の確定申告を電子申告で行う場合に適用されます。

① 医療費の領収書	⑤ 地震保険料控除の証明書
② 社会保険料控除の証明書	⑥ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
③ 小規模企業共済等掛金控除の証明書	⑦ 特定口座年間取引報告書
④ 生命保険料控除の証明書	

ただし、この場合、税務署長は原則として確定申告期限から3年間、内容確認のためその書類

の提出を求めることができる、とされていますので、きちっと保存しておく必要があります。

(3) 電子申告に係る電子署名の省略制度の創設

電子申告を行う際に必要な電子署名及びこれに係る電子証明書について、次の者については電子署名及び電子証明書の送信が不要になりました。

対 象 者	適用開始日
① 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申請等を行う場合のその依頼者	平成19年1月4日以後
② 源泉所得税の徴収高計算書（いわゆる納付書）の送信を行う者	
③ 税務署等の端末を利用して電子申請等を行う者	平成20年1月4日以後

よって、税理士等に依頼して電子申告する場合は今年の確定申告から、税務署の端末を利用して電子申告する場合は来年の確定申告から電子署名が不要で、住基カード等を取得しなくても電子申告ができることとなります。

電子署名とは、送信文書に付する電磁的方法による署名をいい、署名者が作成したものであることを示し、その内容が改変されていないことを確認できるものです。

電子証明書とは、文書における印鑑に相当するもので、地方公共団体が発行する住基カード等があります。

2. 電子申請等証明書制度の創設

- (1) 行政手続オンライン化法に規定する電子情報処理組織を使用して電子申請を行った者から、その申請が行われた旨の証明書の交付の請求があった場合、税務署長等はこれを交付しなければならない、という制度が創設されました（手数料は無料）。

この制度は、請求はe-Taxによって電子的に請求し、税務署長等からの証明書の交付もe-Taxによって電子的に交付されるものです。

この改正は、平成20年1月4日から施行され、同日以後に行う請求について適用されます。なお、電子申請等の到達日が請求日の前日から起算して3年前の前日であるときは、その請求はできません。

- (2) 従来、紙で申告等をした場合には、申告書等の控えに税務署の收受印をもらえますが、電子申告の場合税務署の收受印を押した申告書等の控えは存在しないため、金融機関等によっては不都合がありました。この制度創設により申告書等の控えにも代用でき、そういった問題が解消されることとなります。

- (3) この制度は、“電子申請等をした事実”及び“電子申請等をした内容”の証明制度ですが、「電子申請等証明書」の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した「電子申請等証明書交付請求書」を税務署長等に提出しなければなりません。

① 証明を受けようとする電子申請等	② その電子申請を行った日
③ その電子申請につき、電子申請を行う者が入力して送信した事項の証明を受けようとする場合には、その旨	
④ その他参考となるべき事項	

※ 「電子申請等証明書交付請求書」の様式は措置法規則別表に掲載されています。